

台東区次世代育成支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 台東区における、次世代育成支援の総合的かつ効果的な推進を図るため、台東区次世代育成支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 次世代育成支援地域行動計画の基本的な考え方及び体系に関すること。
- (2) 次世代育成支援地域行動計画の進捗状況の点検及び施策の評価
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条に定める事項に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 地域団体の代表 9名以内
- (3) 区民委員 2名以内
- (4) 区職員 4名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期中に辞任したとき又は欠けたときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、協議会を統括し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議及び会議録等の取扱い)

第 8 条 会議ならびに会議録及び会議にかかる資料 (以下「会議録等」という。) は、公開する。ただし、委員長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開するときは、委員長は必要な条件を付すことができる。

(庶 務)

第 9 条 協議会の庶務は、区民部子育て支援課において処理する。

(委 任)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、協議会に対し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成 1 7 年 5 月 2 0 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 1 8 年 9 月 1 5 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 1 9 年 5 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

1 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から実施する。

2 第 4 条の規定について、平成 2 6 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となる者は、平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで任期を延長するものとする。